

# 今治市工業用水道事業経営戦略

団 体 名 : 今治市

事 業 名 : 今治市工業用水道

策 定 日 : 令和3年3月

計 画 期 間 : 令和3年度 ~ 令和12年度

## 1 事業概要

### (1) 事業の現況

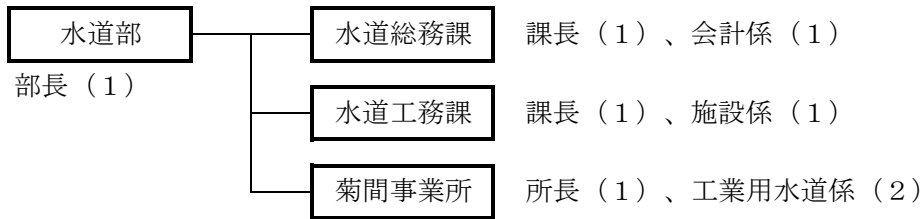
水 系		菊間川水系	霧合川(歌仙ダム)水系
水 源		表流水	ダム
供 用 開 始 年 月 日		昭和41年6月16日	平成5年4月1日
給 水 先 事 業 所 数		1	1
河 川 使 用 許 可 水 量		1,540 m <sup>3</sup> /日	880 m <sup>3</sup> /日
契 約 水 量		1,200 m <sup>3</sup> /日	800 m <sup>3</sup> /日
一 日 平 均 配 水 量		470 m <sup>3</sup>	753 m <sup>3</sup>
施 設 数	浄水場設置数	1	1
	配水池設置数	0	0
基 幹 浄 水 場		浜浄水場	葉山浄水場
現 在 配 水 能 力		1,400 m <sup>3</sup> /日	800 m <sup>3</sup> /日
管 路 延 長		1,629 m	7,634 m
料 金 体 系		責任水量制（1日当たりの使用水量をあらかじめ契約水量（＝基本料金）で定め、実際に使用した水量がこの範囲内であれば、使用水量にかかわらず契約水量で料金を徴収する方法。）	
料 金 (税込)	基本料金	12.11 円/m <sup>3</sup>	55.00 円/m <sup>3</sup>
	超過料金	24.22 円/m <sup>3</sup>	66.00 円/m <sup>3</sup>
直 近 料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)		平成元年7月1日	平成5年4月1日

※ 給水先事業所は、各水系1事業所となっているが、同一事業所である。

※ 菊間側水系の管路のうち浄水場からの配水管は、給水先事業所が設置した管である。霧合川(歌仙ダム)水系の管路のうち、4,731.8m(導水管)は農業用水との共同施設である。

(2) 組織

<工業用水道事業に係る組織体制（令和3年3月31日現在）>



※（ ）内は兼務職員の人数

(3) これまでの主な経営健全化の取組

霧合川(歌仙ダム)水系については、用水を必要としている雑用水道（今治市一般会計、事業所：1箇所）との共同施設とすることで、施設利用の効率化を図り相互の費用削減につながっている。また、供給先は限定的であるため、健全な経営に向けた協議（料金改定等）が行いやすい。

(4) 経営分析

※ 経営分析に用いる指標については、総務省が毎年度公表している「工業用水道経営指標」等を参考に各団体、各施設の実情に応じて適切なものを選択すること。

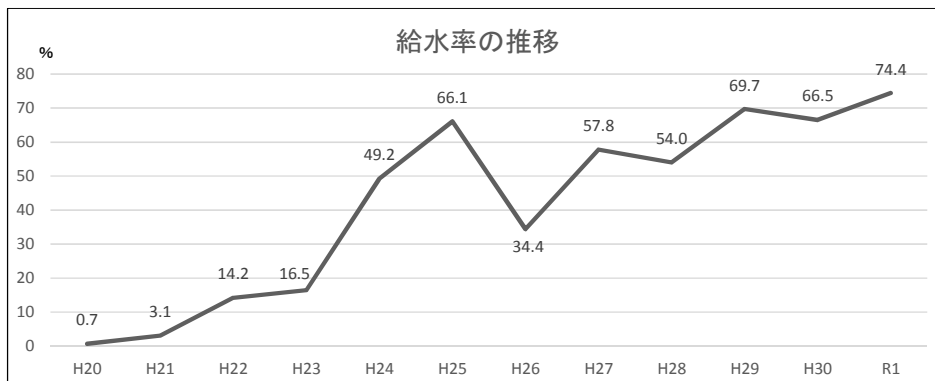
料 金 収 入	(R2)	19,475 千円	(R1)	19,475 千円	(H30)	19,422 千円
純利益（純損失は△）	(R2)	2,896 千円	(R1)	3,119 千円	(H30)	2,017 千円
経 常 収 支 比 率	(R2)	102.9 %	(R1)	116.6 %	(H30)	110.2 %
流 動 比 率	(R2)	2,302.9 %	(R1)	2,002.8 %	(H30)	1,775.4 %
負 債 比 率	(R2)	6.0 %	(R1)	6.2 %	(H30)	7.3 %
現在配水能力に対する施設利用率	(R2)	63.8 %	(R1)	67.7 %	(H30)	60.5 %

【上記の指標等を踏まえた経営分析】  
毎年一定額の純利益を得ているとともに、その他の指標も良好であり、健全な経営がなされていると考えられる。

2 将来の事業環境

(1) 水需要の予測

給水率（給水量／契約水量）は年々上昇傾向にあり、水需要は高まってきているものの、今後も約70%前後で推移すると予想される。なお、新たな契約者の見込みはなく、施設規模等からも現状維持と考えられる。



(2) 料金収入の見通し

一定の料金収入を見込むことができる責任水量制を今後も維持し、経営の安定化を図る。

(3) 施設の見通し

設置から50年を経過している浜浄水場について、令和2年度に導水管の更新を実施中。機械・電気など耐用年数が経過しているものは適宜更新している。  
また、水量・水質の監視のため、平成30年度から遠方監視制御システムを整備しており、令和4年度から上水道と合わせた集中監視を行うことが可能になる。

(4) 組織の見通し

現在すべての職員が上水道との兼務職員であり、現状同様に兼務による執務執行を行う。

3 経営の基本方針

良質な工業用水を安定的に供給し、契約者の事業の継続及び発展に寄与する。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設の維持管理に努め、長寿命化を図るとともに、更新が必要な施設について計画的な整備を行う。
-----	---

令和3年度まで遠方監視制御システム整備事業を実施する。（H30～R3、36,389千円）  
電気・機械設備については、耐用年数経過後状況により更新する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	廉価供給を基本としながら、収支不足が発生しないよう必要に応じて料金改定を検討する。
-----	---

- ・料金 施設の更新に伴い、減価償却費など収益的支出が増加することが見込まれるため、料金改定を検討する。
- ・企業債 遠方監視制御システム整備事業を実施しており、施設の更新等に要する費用が多額である場合は、企業債を財源とする。
- ・国庫補助金 なし
- ・繰入金 なし
- ・補てん財源 純利益のうち1/2を建設改良積立金として積み立てる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・負担金 継続的に水源である歌仙ダム（農業用ダム）の修繕工事が行われており、水利用許可による割合（136/1,000、以下「負担割合」という。）について負担金が発生しているため、複数年に分割して負担することとしている。  
職員給与費については、一般会計が負担し、負担割合に応じて負担金で支出している。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用（PFI・DBOの導入等）	なし
施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）	なし
施設・設備の合理化（スペックダウン）	なし
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	実耐用年数により更新する。
施設の共有化	なし
その他の取組	なし

② 財源についての検討状況等

料 金	責任水量制の維持により安定収入を確保するため、料金改定を検討中。
企 業 債	高額な資本的支出に充てるため、必要最小限の借入に努める。
繰 入 金	なし
資産の有効活用等（*）による収入増加の取組	活用できる資産なし。
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	職員すべてが兼務であるため、人手が不足しており、運転管理などの業務について、民間へ委託を予定している。
修 繕 費	古い設備は修繕回数が増えてくることから、施設の状況を見極め更新することで、修繕費の抑制を図る。
動 力 費	設備等の更新時に省エネルギー機器を採用し抑制に努める。
職 員 給 与 費	現状維持を基本に、業務の一部（運転管理など）の委託状況により、兼務人数の削減を検討する。
そ の 他 の 取 組	事業規模が小さいため、抑制できる経費に限界があるが、できる限りさまざまな経費の抑制を検討する。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	各年度決算状況を踏まえ再検証を行い、必要に応じて見直す。
---------------------	------------------------------

## 収支計画(※)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		21,861	26,468	27,854	28,459	28,529	28,553	28,420	28,363	28,439	28,366	28,366	28,366	
	(1) 料金収入		19,475	19,422	21,563	21,563	21,622	21,563	21,563	21,563	21,622	21,563	21,563	21,563	
	(2) 受託工事収益 (B)														
	(3) その他の		2,386	7,046	6,291	6,896	6,907	6,990	6,857	6,800	6,817	6,803	6,803	6,803	
	2. 営業外収益		17	14	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	(1) 補助金														
	他会計補助金														
	その他の補助金														
	(2) 長期前受金戻入														
	(3) その他の		17	14	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	収入計 (C)		21,878	26,482	27,859	28,464	28,534	28,558	28,425	28,368	28,444	28,371	28,371	28,371	
	収 益 的 支 出	1. 営業費用		18,746	26,467	24,757	26,319	26,358	26,655	26,180	25,939	26,036	26,023	26,023	26,023
		(1) 職員給与		51	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210
基本給															
退職給付															
その他の			51	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	
(2) 経費			15,333	22,687	20,978	20,595	20,527	20,941	20,610	20,481	20,591	20,591	20,591	20,591	
動力費			1,877	2,226	1,765	1,765	1,765	1,765	1,765	1,765	1,765	1,765	1,765	1,765	
修繕費			549	1,320	710	710	710	710	710	710	710	710	710	710	
材料費			46	182	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
その他の			12,861	18,959	18,453	18,070	18,002	18,416	18,085	17,956	18,066	18,066	18,066	18,066	
(3) 減価償却費			3,362	3,570	3,569	5,514	5,621	5,504	5,360	5,248	5,235	5,222	5,222	5,222	
2. 営業外費用			13	13	271	246	215	184	154	123	92	61	30	30	
(1) 支払利息			13	13	271	246	215	184	154	123	92	61	30	30	
(2) その他の															
支出計 (D)		18,759	26,480	25,028	26,565	26,573	26,839	26,334	26,062	26,128	26,084	26,053	26,053		
経常損益 (C)-(D) (E)		3,119	2	2,831	1,899	1,961	1,719	2,091	2,306	2,316	2,287	2,318	2,318		
特別利益 (F)															
特別損失 (G)															
特別損益 (F)-(G) (H)															
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)		3,119	2	2,831	1,899	1,961	1,719	2,091	2,306	2,316	2,287	2,318	2,318		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		54,236	57,945	59,323	59,994	61,214	62,129	63,438	64,914	66,229	68,179	68,179	68,179		
流動資産		136,158	135,886	130,612	120,082	118,553	118,011	117,938	116,844	116,496	116,496	116,496	116,496		
うち未収金		6,357	11,694	10,142	9,185	11,168	10,188	8,692	9,545	8,652	8,652	8,652	8,652		
流動負債 (K)		6,176	9,441	16,561	19,248	19,225	19,332	19,250	19,207	19,244	18,803	11,285	11,285		
うち建設改良費分			622	7,622	10,422	10,422	10,422	10,422	10,422	10,422	10,422	9,800	9,800		
うち一時借入金															
うち未払金		6,176	8,819	8,939	8,826	8,803	8,910	8,828	8,785	8,822	8,381	8,381	8,381		
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )		248	219	213	211	215	218	223	229	233	240	240	240		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)															
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)		21,861	26,468	27,854	28,459	28,529	28,553	28,420	28,363	28,439	28,366	28,366	28,366		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)															
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)															
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)															
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)															
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)															

## 収支計画(※)

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
区 分		( 決 算 )	[ 決 算 ] [ 見 込 ]											
資 本 的 収 入	1. 企 業 債		63,000	25,200										
	うち資本費平準化債													
	2. 他 会 計 出 資 金													
	3. 他 会 計 補 助 金													
	4. 他 会 計 負 担 金	1,210	8,618	12,600	2,000	2,426	1,363		910					
	5. 他 会 計 借 入 金													
	6. 国(都道府県)補助金													
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工 事 負 担 金													
	9. そ の 他													
	計 (A)	1,210	71,618	37,800	2,000	2,426	1,363		910					
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	1,210	71,618	37,800	2,000	2,426	1,363		910					
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	12,730	74,157	30,200	4,000	4,852	2,727		1,820					
	うち職員給与費		300	300										
	2. 企 業 債 償 還 金		622	7,622	10,422	10,422	10,422	10,422	10,422	10,422	10,422	9,800	2,802	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
	5. そ の 他													
計 (D)	12,730	74,779	37,822	14,422	15,274	13,149	10,422	12,242	10,422	10,422	9,800	2,802		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	11,520	3,161	22	12,422	12,848	11,786	10,422	11,332	10,422	10,422	9,800	2,802		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	11,520	3,161	22	12,422	12,848	11,786	10,422	11,332	10,422	10,422	9,800	2,802	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額													
	3. 繰 越 工 事 資 金													
	4. そ の 他													
計 (F)	11,520	3,161	22	12,422	12,848	11,786	10,422	11,332	10,422	10,422	9,800	2,802		
補填財源不足額 (E)-(F)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)														
企 業 債 残 高 (H)	5,600	67,978	85,556	75,134	64,712	54,290	43,868	33,446	23,024	12,602	2,802			

## ○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
区 分		( 決 算 )	決 算 見 込										
収益的収支分													
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
資本的収支分													
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
合 計													

(※)平成30年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。